

# 幼児教育・ 保育の無償化



## 幼児教育・保育の無償化 ～実施の背景～

令和元年10月1日から、「子ども・子育て支援法」が改正されたことによる幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼児教育・保育の無償化は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

このリーフレットでは、調布市における幼児教育・保育の無償化の内容をまとめていますので、無償化の対象範囲や必要な手続きの確認等にお役立てください。

## 1 幼児教育・保育の無償化の対象範囲

利用施設		保育の 必要性	対象者	無償化 月額上限額
① 認可保育所 幼稚園等	認可保育所 認定こども園（保育利用） 地域型保育事業	あり	市民税非課税世帯の 0～2歳児クラス 3～5歳児クラス	全額
	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（教育利用）	なし	3～5歳児クラス （3歳になった日から）	全額
	幼稚園（新制度未移行園） ※調布市内の全ての幼稚園			25,700円
	幼稚園の預かり保育	あり	市民税非課税世帯の場合 3歳になった日から 最初の3月31日まで	16,300円
3～5歳児クラス			11,300円	
② 認可外保育 施設等 （※）	認可外保育施設（認証保育所等） バビ-ッター 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	あり	市民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	42,000円
			3～5歳児クラス	37,000円

■ ①と②の施設は併用しても、無償化の対象は原則①のみです。

■ 国立大学付属幼稚園の無償化上限額（月額）は8,700円、特別支援学校幼稚園部は400円です。

※ ②の施設、事業を複数併用する場合は、合計金額が上限額（3～5歳児クラスは37,000円、市民税非課税世帯の0～2歳児クラスは42,000円）に達するまで無償化の対象です。

## — 調布市 —

子ども生活部保育課 保育・幼稚園係 ☎042-481-7132～4

調布市HP トップページ⇒「子育て・教育」⇒「幼児教育・保育の無償化」



## 2 給付認定について

無償化の給付を受けるためには給付認定が必要です。

認可保育所（入所保留になった方含む）、認定こども園、新制度幼稚園を利用する方は、入園申請時等に併せて現1～3号認定（教育・保育給付認定）の申請が必要です。

市内の幼稚園（新制度未移行幼稚園）、幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等を利用する方（予定含む）で、無償化の対象となるためには、利用開始前に新1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

### ■子どものための教育・保育給付認定

認定区分	対象	保育の必要性	対象施設
1号	満3歳以上	なし	新制度幼稚園 認定こども園 (教育利用)
2号	満3歳以上	あり	認可保育所 認定こども園 (保育利用) 等
3号	0～2歳		

### ■子育てのための施設等利用給付認定

認定区分	対象	保育の必要性	対象施設
新1号	満3歳以上	なし	新制度未移行幼稚園
新2号	3歳児クラス以上	あり	幼稚園の 預かり保育 認可外保育 施設 等
新3号	市民税非課税世帯の0～2歳		

※新〇号の「新」は明確に分かりやすくするため便宜上つけています。

## 3 認定手続きについて

上記の認定を受けるには、市（お住いの自治体）に認定申請書と「保育の必要性」の有無によって必要な書類（勤務状況証明書等）を父母共に提出する必要があります。

※提出書類については、市のHP等をご確認ください。

トップページ  
⇒「子育て・教育」  
⇒「幼児教育・保育の無償化」



保育の必要性	
「あり」	「なし」
認定申請書 ＋ 勤務状況証明書 等 (父母共に必要)	認定申請書

## 4 保育の必要性について

「保育の必要性」とは、保護者の就労、病気等で家庭で児童の保育ができない状況をいいます。

### ■保育の必要性の事由（保護者）

- ①就労：月48時間以上の労働を常態としていること。
- ②出産：出産予定であること（出産前8週間、出産後8週間に限る。）。
- ③疾病・障害：疾病若しくは負傷、または精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④介護・看護等：同居する親族等の介護または看護をしていること。
- ⑤災害復旧：保護者が罹災証明の発行ができる災害等の復旧のため児童の保育ができないこと。
- ⑥求職活動中：求職活動を継続的に行っていること（3か月のみ）。
- ⑦就学：学校に在学していること（通信教育は除く）。
- ⑧上記①から⑦までと同様の状態と認められる場合。

## 5

## 認可保育所等を利用する方

## ①保育料について

認可保育所，地域型保育事業，認定こども園（保育利用）の3～5歳児クラス及び市民税非課税世帯の0～2歳児クラスは無償化されるため，市への支払いがありません。

なお，延長保育料，給食費，行事費等は無償化の対象外です。

※市民税課税世帯の0～2歳児クラスで多子世帯の方は，年齢にかかわらず生計を一にする子どもをカウントし第2子の場合半額，第3子以降無償となります。

## ②給食費について

3～5歳児クラスの給食費は無償化の対象外のため，実費負担となります。  
給食費は利用している施設が提示した額を施設に支払います。

給食費	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス
主食費（ごはん，パン 等）	市で負担	市で負担
副食費（おかず，おやつ 等）	給食費として負担	保育料に含む



※年収360万円未満相当世帯（市民税所得割課税額で算出）及び第3子以降（認可保育所等に通う子どもでカウント）は，副食費の支払いが免除されます。

## 6

## 認可外保育施設等を利用する方

## ①保育料について

認可外保育施設等も，月の上限額（P.1参照）まで無償化の対象となります。無償化の対象となるには，市から「保育の必要性の認定」新2号または新3号認定（P.2参照）を受ける必要があります。

なお，給食費，教材費，行事費，送迎費等は無償化の対象外です。

## ②対象となる施設・事業

無償化の対象施設として市（自治体）から確認を受けた認可外保育施設，ベビーシッター，一時預かり事業，病児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。従業員向けの託児所も対象となる場合があります。市内の対象施設については，市HPをご覧ください。

## ③無償化の給付の受け方（年2回の償還払い）

これまで通り保育料（利用料）を施設に支払い，施設から提供証明書と領収証（保育料の金額を確認できれば通帳のコピー等で代用可となる場合あり）を発行してもらいます。その後，保護者が市に直接（時期によっては施設）請求書（保護者が作成）と提供証明書，領収証を提出してください。

複数の施設，事業を利用している場合，全ての利用料（保育料）をまとめて請求してください。

## ④無償化の給付の請求時期と給付時期

無償化の給付は保護者の指定する口座に下記の時期に市から振込みます。

無償化の給付	市への請求時期	振込時期
4月～9月分	10月	11月末
10月～翌年3月分	4月	5月末



※月の途中で入退園した場合は，給付金額は日割りとなります。

※年の途中で入退園した場合でも，請求時期，振込時期は変わりません。

※令和元年度は，10月分から翌年3月分までです。

## ①保育料について

市内の幼稚園は全て新制度未移行幼稚園です。3歳になった日から5歳児クラスまで保育料が月額25,700円まで無償になります。給食費、教材費、行事費、バス送迎費等は無償化の対象外です。預かり保育料は対象者（新2号・新3号認定）のみ無償化となります。

年齢・認定	保育料（教育部分） 月額上限額	預かり保育料 月額上限額
満3歳～5歳児クラス 新1号認定 (保育の必要性がなしの方または 預かり保育を利用しない方)	25,700円 (3歳になった日から) ※月の途中の入退園等は 日割りとなります。	無償化対象外
3～5歳児クラス 新2号認定 (保育の必要性がありの方で 預かり保育を利用する方)		11,300円 (日額450円)
満3歳児クラス 新3号認定 (市民税非課税世帯のうち保育の必要性 がありの方で預かり保育を利用する方)		16,300円 (日額450円)

## ②預かり保育について

在籍している幼稚園の預かり保育が平日8時間未満（教育時間含む）または年間200日未満の場合、認可外保育施設等を併用しても無償化の対象となります。複数利用の場合も、月額上限額は預かり保育料と合わせて上記金額となります。

## ③無償化の給付の受け方について

令和元年度はこれまで通り保育料と預かり保育料を施設に支払い、施設から提供証明書と領収証を発行してもらいます。その後、保護者が市（原則施設を通じて）に請求書（保護者が作成）と提供証明書、領収証を提出してください。令和2年5月末頃に保護者の指定する口座に無償化の給付分を振込予定です（償還払い）。令和2年度以降は保育料から無償化分（月額25,700円）を引いた額を施設にお支払いください（代理受領）。預かり保育分は引き続き償還払いとなります（5月と11月の年2回）。

## ④給食費について

給食費はこれまで通り施設にお支払いください。ただし、年収360万円未満相当世帯（市民税所得割課税額で判断）及び第3子以降（小学校3年生からカウント）の副食費は、施設に一度支払い後、月額4,500円を上限に助成します。助成には申請手続きが必要となります（預かり保育分と同じ償還払い）。※新制度幼稚園、認定こども園（教育利用）に通う上記世帯は、原則徴収免除となります。

## ⑤従来の市補助金について

従来の保護者負担軽減事業費補助金である入園料補助金（30,000円）、保育料補助金（月額最低額6,300円。世帯年収等により異なる）については、引き続き継続して交付します。就園奨励費補助金については、無償化の給付（月額上限額25,700円）に変更します。

## ★市外の幼稚園、認定こども園について

市外の新制度幼稚園及び認定こども園（教育利用）は保育料が全額無償化となり、預かり保育料、市補助金の取扱いは上記と同じです。新制度未移行幼稚園は、市内の幼稚園と同じ取扱いです。

## Q&amp;A

Q1 父母どちらかが働いていれば保育の必要性ありとなりますか？

A1 父母ともに保育の必要性の事由が必要です。

Q2 一度認定を受ければ卒園まで無償化の対象となりますか？

A2 毎年保育の必要性を確認します。認定事由により有効期限が異なります。